

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の資産の譲渡に係る特別控除額の特例に関する明細書

事業年度

:

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十(六)付表
令七・四・一以後終了事業年度分

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の収用換地等の場合の所得の特別控除額の計算			
当該資産 他の資産 受けた金	円	当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (6) + (7)	円
5,000万円 - (1)	2	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (8) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	円
調整前特別控除額 (別表十(六)「18」又は「19」と(2)のうち少ない金額)	3	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(6)}{(8)}$	円
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	4	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (9) × (10)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	5	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (6) - (11)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した他の資産に係る調整前損金算入額の合計額	6	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち特別控除額 (12) - ((5)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	7	別 控 除 額 $(13) \times \frac{(3)}{(3) + (4)}$	円
完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の特定事業の用地買収等の場合等の所得の特別控除額の計算			
調整前特別控除額 (別表十(六)「32」と「34」のうち少ない金額)、(別表十(六)「32」と「39」のうち少ない金額)、(別表十(六)「32」と「44」のうち少ない金額)又は(別表十(六)「32」と「49」のうち少ない金額)	15	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (20) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(18)}{(20)}$	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	17	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (21) × (22)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において当該法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額 (15) + (16) + (17)	18	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (18) - (23)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	19	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期の特別控除額 (24) - ((17)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	円
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (18) + (19)	20	特 別 控 除 額 $(25) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	円

【No.63】譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。

【No.63】完全支配関係があるグループ全体で同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(8~14欄、20~26欄)。